

# 大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

## 教育関係法令の観点(大学の質保証)

「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」(平成19年文科高第281号通知)より

- ✓ 大学設置基準においては、大学の授業科目について、**大学が自ら必要な教員組織等を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則**とされている。(第19条第1項)
- ✓ ただし、全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することは認められており、このような授業を行う場合には、
  - ① 授業の**内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等**の必要な事項を**協定書**に定めている
  - ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの**指導計画の下に実施**されている
  - ③ 大学の授業担当教員が**当該授業の実施状況を十分に把握**している
  - ④ 大学の授業担当教員による**成績評価**が行われる

など、**当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要**であることに留意することとされている。

## 労働関係法令の観点(偽装請負の防止)

「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」(平成18年1月文部科学省会議資料)より

- ✓ 請負契約の性質上、大学から外部講師に対して**指揮命令をすることはできないこと**に留意することが必要
- ✓ 請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

→ これらのことから、一般的には、**請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難**であり、**その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定**される可能性が高い。

## ○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

### ■大学の質保証(教育関係法令の観点)

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

両立

### ■偽装請負の禁止(労働関係法令の観点)

- ・請負契約の性質上、大学から外部講師に対して**指揮命令をすることはできないこと**に留意することが必要
- ・請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

- 専任教員が指導計画等を立てる
- 同計画等に基づき、請負契約において、委託業務(語学授業等)の詳細を定める
- 専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際(特に請負契約による場合)は、**以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築**することが求められます。

○ なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、授業担当教員とはならない。

○ 平成17年度学校法人の運営等に関する協議会において配布した「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについては、請負契約の性質に鑑み、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者が授業担当教員となることはできないことを踏まえて留意点を示したものである。

○ すなわち、当該資料中「実際に教育にあたる教員」とは「授業担当教員」に相当し、「授業を行う教員を補助する」とは、「(担当教員の責任の下で)担当教員以外の者を活用して授業を実施する」ことに相当するものであり、その考え方には変更はない。

#### 【参照条文】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）  
第九十二条 ①・②（略）
- ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ④～⑩（略）

○ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）  
（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2（略）

#### 【参考資料】

- 「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」  
（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/fi/le/06-Seisaku/jouhou-11600000-Shokugyouanteikiyoku/0000078287.pdf>

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

平成30年6月

#### 1. 全体的な考え方

○ 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則。

○ ただし、19文科高第281号において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められる。

○ このような授業を行う場合には、例えば、

- ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
  - ②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
  - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
  - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われる
- など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

○ また、授業担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施される場合についても、同様の考え方により、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。

#### 2. 請負契約の活用に係る留意点

○ 大学が、請負契約を活用するなどして、授業担当教員以外の者を利用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。

○ 請負契約を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないかを確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。

大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて

平成18年1月

●学校教育法の規定上、大学の教学面の権限と責任は学長に委ねられていることから、日々の授業の実施についても、教育課程の編成等と同じく、学長の権限と責任の下で展開されることが必要。  
→このことから、大学の「教員」にも、学長の権限と責任の下に授業を行うことが求められている



近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う(単独で/授業を行う教員の補助者として)ような構想が見られるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱については、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。

【留意点】

＜大学教員の位置付け＞

◆学校が責任をもって教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒、分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。

＜請負契約の性質＞

◆請負契約の性質上、大学から当該外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要。

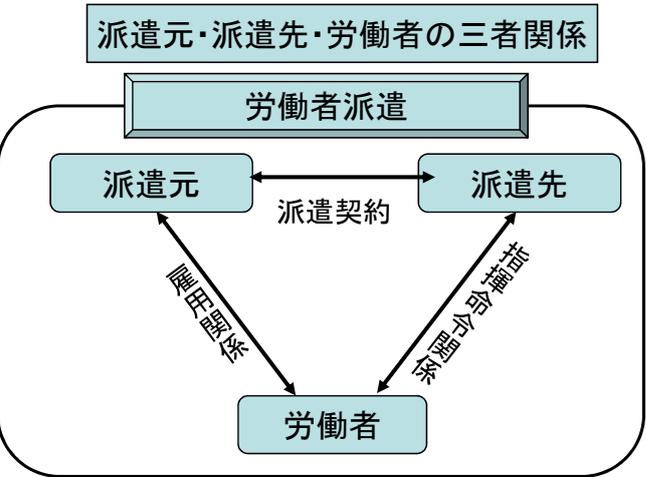
◆請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

→これらのことから、一般的には、請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難であり、その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限られる可能性が高い。

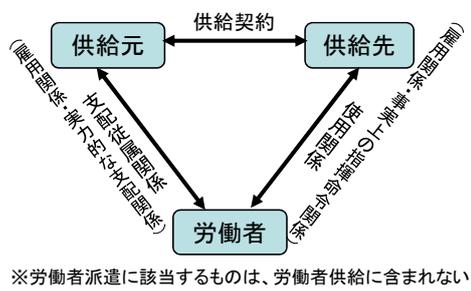
○ 労働者派遣等の労働力需給調整の仕組み

平成26年8月27日付職派需発0827第2号  
厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長通知  
添付資料より

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。(労働者派遣法第2条第1項)

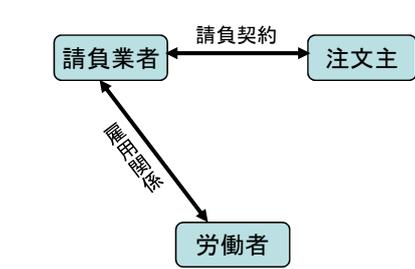


(参考1)労働者供給

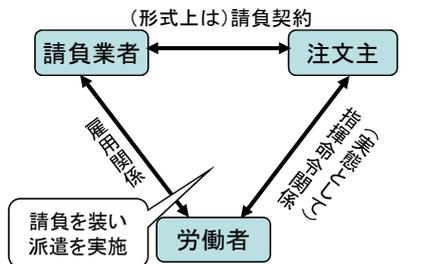


※労働者派遣に該当するものは、労働者供給に含まれない。

(参考2)請負



(参考3)偽装請負(法的には労働者派遣に該当)



※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。  
※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。

# ○請負と労働者派遣と偽装請負

偽装請負とは、請負、業務委託などと称して、派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと。雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、労働災害の発生等の問題に繋がる。

## 労働者に対する責任

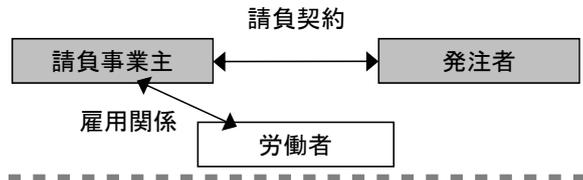
雇用主である請負事業主が「全責任」を負う

「指揮命令」に伴うもの以外の責任  
労働契約、賃金支払い、時間外協定、労災補償等  
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)  
許可・届出制、派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

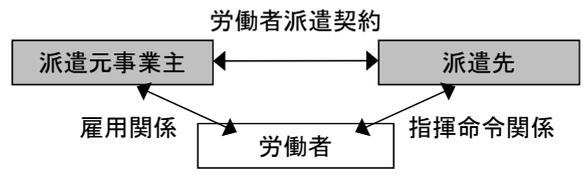


「派遣元としての責任」を果たさず

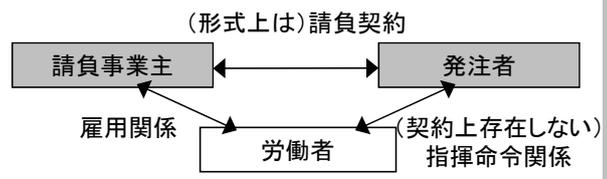
### ① 請負



### ② 労働者派遣



### ③ 偽装請負(実質「労働者派遣」に該当)



## 労働者に対する責任

発注者は責任を負わない  
(雇用関係も指揮命令関係もない)

「指揮命令」に伴う使用者責任  
危険防止措置、健康障害防止措置、労働時間管理等  
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)  
派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等



「指揮命令に伴う責任」を果たさず

# ○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」 (昭和61年労働省告示第37号)

## 【目的】

労働者派遣法の適正な運用のためには、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があります。この基準は、労働者派遣事業か請負により行われる事業かを区分することを目的として定められています。

## 区分基準の柱

### 偽装請負にならないためには①

自己の労働者を直接利用していること。つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること。

### 偽装請負にならないためには②

請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していること。

### 具体的には、

- 業務の遂行方法に関する指示
  - 労働時間等に関する指示
  - 配置決定や服務規律に関する指示
- などを請負事業主が行っているかによって判断している。

### 具体的には、

- 資金の調達・支弁関係
  - 法的責任関係
  - 単なる労働力の提供ではないこと
- によって判断している。